

2022年6月定例議会

日本共産党
市議会報告

お困りの方は、下記ケータイまたは
メールアドレスまで。何でもお気軽にご相談を！

宇田 たか子

ひたちなか市東石川 3227-11

ケータイ 090-2764-6461

メールアドレスとその QR コード

uda.takako@gf7.so-net.ne.jp



宇田 貴子

6月定例市議会が6月2日
から15日までの会期で開か
れました。

宇田議員は、一般質問で市
民の切実な声を取り上げまし
れ討論を行いました。

小規模事業者いじめのインボイス
制度は、中止を求めよ

来年10月から導入される
インボイス制度。これまで消
費税の納税義務がなかった年
間売り上げ一千万円以下の事
業者、例えば個人タクシー、
商店、美容室、フリーランス、
一人親方などの建設下請け、
借家や駐車場経営者、電気・
ガスの検針、ヤクルトレディ
ー、内職、シルバー人材セン
ターの会員、農業者、漁業者
など対象の職種は多種に及ぶ
といわれています。

修等にかかる費用負担の増加
が想定される。

また、免税事業者が適格請
求書発行事業者になることで
消費税の納税義務が生じる。

さらに、適格請求書発行事
業者とならなければ、買い手
となる課税業者との取引にお
いて仕入れ税額控除ができな
いという理由で取引を敬遠さ
れる可能性がある。

買い手側では課税事業者の
仕入れ先がインボイスを発行
できない場合には、その分の
税額控除ができず税負担が増
えることとなる。

農業者や漁業者については、
インボイスの発行が免除され
る特例があり影響を受ける方
は少ないと想定さ
れる。

宇田議員 インボイス制度が
本市の事業者にも与える影響
は？



6月12日、山形由美子議員が病氣のため逝去されました。

4期15年にわたる議員活動に敬意を表し、心から
ご冥福をお祈りいたします。

これまで応援し支えていただいた皆様には、心から
の感謝とお礼を申し上げるとともに、引き続きの
ご支援をお願いいたします。



事業形態により影響や対応
が違いため事業者は制度の内
容を十分に理解し、適格請求
書発行事業者になるかを選択
する必要がある。

市としては、関係機関と連携
し、事業者にも制度を周知し、
対応についても検討していく。

宇田議員 シルバー人材セン
ターへの影響は？

経済環境部長 センターへの
影響は、会員が課税事業者と
ならない場合は仕入れ税額控
除が適用されないためセンタ
ーに新たな負担が生じる。

会員への影響は、課税事業
者となった場合は消費税を納
税することとなる。免税事業
者の場合は、これまで配分金
に含まれていた消費税の取り
扱いが変更となる可能性がある。

市としては、国や県の動向
を注視していく。

宇田議員 すでに困っている
事業者もいる。個々の事業者
への影響を具体的に把握する
ことや相談窓口の設置が必要
では？

経済環境部長 国は消費税軽
減税率インボイス相談電話セ
ンターを設けている。各税務
署では面接による個別相談を
実施している。商工会議所で
も経営相談の一環として相談
を受けている。

周知とともに実態の把握に
努めていきたい。



宇田議員 弱い者から新たに
徹底的に税金を吸い上げよう
とするのがインボイス制度で
す。制度を周知して、どうう
まく対応すればよいのかと検
討するだけでなく、把握した
実態を国に伝え、
中止すべきの声を
ぜひ本市からも上
げていただきたい。

夏休み期間の 公設学童保育
人材派遣を使うべきではない

保護者の就労を保障し、そ
の子どもたちが安全で豊かな
放課後を過ごすために、学童
保育は今やなくてはならない
施設です。本市では、すべて
の学校に併設している公設学
童に2322人、それぞれの
特色をもって運営されている
民間学童に734人の子ども
が通っています。（R4月1日）

支援員には、1年生から6
年生までの子どもの発達段階
に合った対応、さまざまな特
徴を持つ子どもへのきめ細か
い配慮が求められ、そのため
には支援員への研修
の充実や学校・家庭・
専門機関との連携な
どが必要です。



人材派遣を利用した支援員
の配置について検証し、来年
以降の安定した公立学童クラ
ブの運営につなげたい。

宇田議員 市では890円で
募集し、人材派遣にはそれ以
上出すとなれば時給890円
で引き受けた支援員に説明が
つかない。市が責任もって学
童を運営していくという覚悟
で、時給をあげて支援員の確
保にあたるべき。

学童保育に求められる役割
を考えれば、それを現場で
日々担う支援員の処遇改善は
早急に実施すべ課題である。

公設学童支援員
の処遇

会計年度任用職員

時給 1,022 円～

113 人

有償ボランティア

時給 890 円

124 人

地産地消の学校給食の充実を

保護者負担の軽減と農家支援で



子どもの健やかな成長を心身共に保障するために、学校給食の果たす役割は非常に大きい。しかし決められた給食費の中でのやりくりは急激な物価高騰により、限界にきていると考えます。

宇田議員 現状と今後の対応策について伺う。

教育部長 平成26年度に200円引き上げ、現在小学校で4300円、中学校で4700円。当時と現在の食材費の比較では、主食の米飯の価格は1食当たり約12・8%、パンの価格は約25・8%上昇している。特にパンの価格は昨年度比で約9・2%上昇しており、**物価高騰の影響が顕著**に表れている。各小中学校で

は献立の見直しなどの工夫により対応している。

今後は物価高騰の学校給食に与える影響を注視し、適切な支援策について検討する。

宇田議員 国の交付金も使い早急に支援策を講じるべき。

同時に「子育て世代に選ばれるまち」を目指す本市として、学校給食費の負担軽減・無償化はもう無視できない政策課題である。来年度以降は給食費を引き下げ、保護者負担を軽減すべきと考える。

教育部長 今年度の対策をこれから考えていく中で、次年度以降についても今後の物価高騰の状況等十分に見極めながら判断していきたい。



ひたちなか市の給食費は高い!!

給食費の市町村比較 (R3.5.1) / 県資料



	小学校	中学校
ひたちなか市	4,300 円	4,700 円
日立市	3,840 円	4,460 円 (500 円補助)
常陸太田市	2,050 円	2,200 円 (半額補助)
北茨城市	3,800 円 (500 円補助)	無料

- 全額公費負担で 無料 4市町
城里町 大子町 神栖市 河内町
- 一部公費負担で保護者負担を軽減 37市町村
食材費の補助や2人目3人目の無料化など
- 公費負担なし 3市（ひたちなか市含む）

本来は、憲法26条「義務教育は無償」にもとづき国がやるべきことです。しかし国がやらないなかで、住民に一番近いところで行政を営む多くの市町村が独自の財源を使い保護者負担を軽減しています。

宇田議員 本市で生産された食材の割合をさらに増やしていくことを求めたい。

生産者の高齢化や後継者不足で本市の農家戸数は年々減少しているが、学校給食で本市の農業を応援し守り、育成することもできると考える。

教育部長 JAひたちちと市学校給食会の契約に基づき収穫時期に合わせた旬の地元の野菜を使用することで、市内産食材の使用割合は年々増加し現在13・2%である。

今後も学校給食への地元産の野菜の活用に努めていく。

宇田議員 もっと積極的に地場産品を使う具体的な取り組みが必要である。

例えば、東京都日野市では市が指定した農産物の栽培に對し奨励金を支払うことで、学校給食の地元産の利用率が32%に、小平市では地元産物の購入費の一部を補助することで30%に上がった。

先進事例に学び、担当課の枠を超えさまざまな機関と連携し、新たな取り組みに挑戦していただきたい。

教育部長 今年度からJAひたちのひたちなか地区学校給食部会に所属する生産者と市内学校の栄養教諭との意見交換会を行っている。市内産野菜の生産体制の現状や学校側の希望などについて相互理解を図り学校給食における市内産野菜の活用における課題を解決したい。



市の担当部局とも連携を図りながら学校給食への市内産野菜の活用に努めていく。

宇田議員 和食は今や世界的に評価されているにもかかわらず、コメの消費量は減少する一方で、米価は生産費を下回るほど下落している。コメ農家を守るためにも、また輸入小麦が高騰している今だからこそ、**米飯給食の回数を増やす**ことが必要ではないか。

教育部長 現在週5回の学校給食のうち3回程度米飯とし、すべて市内産のコメを使用している。米飯給食は児童生徒に米飯を中心とした日本型の食生活やその味覚を伝承するため重要なものであると国も一層の推進を図っている。米飯給食の回数について、検討する。

議案 常陸那珂港区の埋め立てにより生じた新たな土地を市が確認し、住所をつけるという議案に、反対しました。

常陸那珂港区は総事業費6800億円として、1992年から建設が開始されました。市はこれまでに72億円の税金を使い、この先も毎年億単位の税金の投入が続きます。中央ふ頭は、北ふ頭にある3基の火力発電の石炭灰を埋め立てる絶好の場所となっています。気候危機から地球を守るためには自然エネルギーを使った新たな産業に力を入れるべきであり、石炭火発とこれ以上の港湾建設はやめるべきです。

宇田議員が賛成討論を行いました

請願「土地利用規制法(重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律)の廃止を求める意見書提出」を求めることについて

提出者 茨城県平和委員会 篠原睦美 ひたちなか平和の会 人見忠男

賛成少数で、不採択となりました…

紹介議員 大久保清美議員

私たちの個人情報調査の対象になり、思想・信条の自由、表現の自由など個人の尊厳にかかわる憲法上の権利、憲法の保障する地方自治体の独立性・自主性などが侵害されかねない、とても危険な法律が9月から全面施行されます。



内閣総理大臣が「政令」で自衛隊施設、米軍施設、「生活関連施設」等を「重要施設」と定めます。重要施設のうち、内閣総理大臣が「注視区域」と指定すると、その周辺1kmの土地等の利用状況の調査ができます。

調査の対象は、土地や建物の利用者、その他の関係者とあり、「その他の関係者」の範囲は際限なく広がる可能性があります。調査項目は、土地所有者の氏名、建物の名称、住所、「その他政令で定める」とあり、調査項目には歯止めがありません。

そして内閣総理大臣の求めに応じて自治体が住民に対する調査活動、情報収集をさせられる恐れがあります。

内閣総理大臣は、重要施設の「機能阻害行為又はその明らかな恐れ」があるときに、住民に対して勧告し、命令することができ、従わなければ、「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金」を課すことができます。しかし何が機能阻害行為にあたるのか、その明らかな恐れとは何かは明らかにされていません。

内閣総理大臣による内閣総理大臣のための法律と言ってもよく、**すべてが内閣総理大臣に白紙委任**されています。

本市の自衛隊施設、勝倉駐屯地周辺1kmには約9千人、東石川演習場周辺1kmには約2万1千人が暮らしています。そこに住んでいるだけで、知らない間に調査の対象になりかねません。一刻も速く廃止しなければならない法律です。

